

様式第二号の八(第八条の四の五関係) ※前年度、産業廃棄物発生量 1,000 t 以上の使用様式
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 5 月 2 5 日	
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県大月市七保町葛野 8 5 8	
氏 名 甲陽産業株式会社 甲陽生コン大月工場	
代表取締役 三 木 範 之	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 5 5 4 - 2 3 - 2 0 1 0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	甲陽産業株式会社 甲陽生コン大月工場
事 業 場 の 所 在 地	山梨県大月市七保町葛野 8 5 8
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	窯業・土石製品製造業 【E 2 1】
②事 業 の 規 模	令和 5 年度 製品出荷額 2 9, 0 0 0 (万円)
③従 業 員 数	1 3 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	排 出 量	2, 1 1 5 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	排 出 量	1, 5 0 0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の再利用化の方法を検討・実施し、産業廃棄物発生量の減量化を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物置き場に種類を明示し、異なる種類の廃棄物の混在を防止する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従業員に廃棄物分別の意識を高める教育を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	回収骨材を再生路盤材として再利用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生路盤材として再利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全 処 理 委 託 量	2, 1 1 5 t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2, 1 1 5 t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

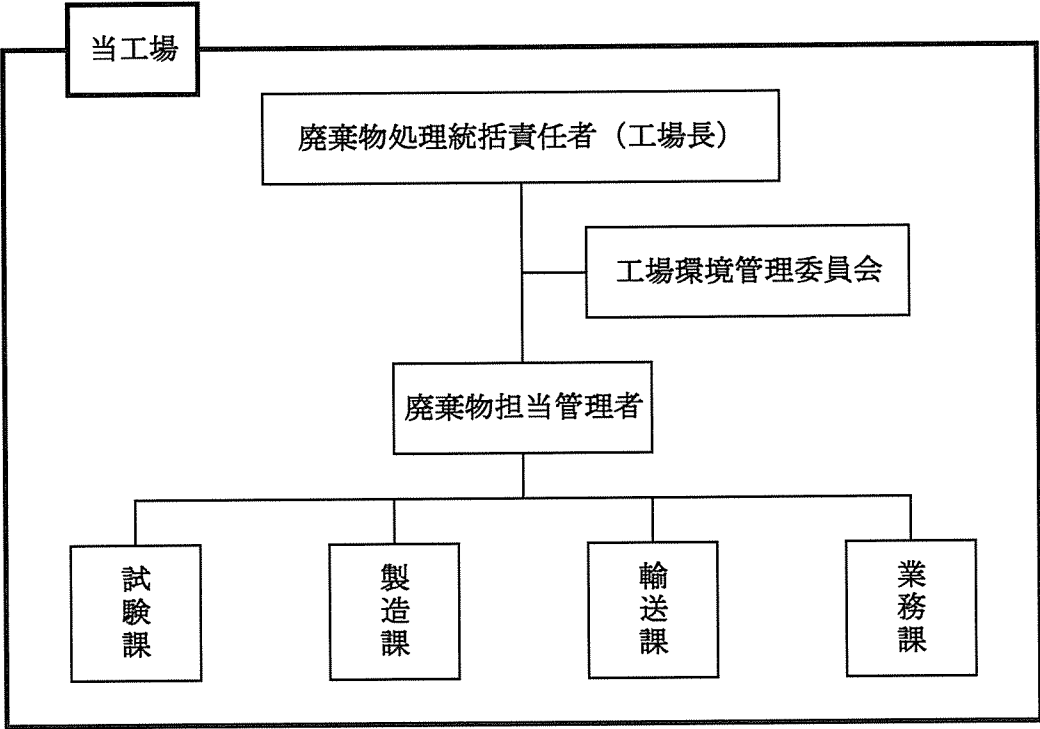
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全処理委託量	1,000 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

＊ 責任者及び管理組織図

廃棄物処理統括責任者		所属；甲陽産業株式会社 甲陽生コン大月工場	工場長
廃棄物担当管理者		同 上	試験課長
廃棄物担当者		同 上	担当者人数：5名
役割	工場環境管理委員会	◆ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再利用・中間処理・適正処理の推進など計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する ※ 委員長＝工場長 ※ 委員＝関連部署各課長 ※ 事務局＝業務課	
	廃棄物処理統括責任者	◆ 廃棄物処理方針の策定 ◆ 工場の廃棄物処理規定の策定・改廃 ◆ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認	
	廃棄物担当管理者	◆ 廃棄物処理計画の作成 ◆ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ◆ 廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ◆ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ◆ 受委託契約の締結 ◆ 産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ◆ 監督官庁への各種報告 ◆ 従業員、関係会社に関する教育・啓発 ◆ その他関係する事項	

【管理組織図】



産業廃棄物の一連の処理の工程

